

○不動産登記法（平成16年法律第123号）

---

（登記原因証明情報の提供）

第六十一条 権利に関する登記を申請する場合には、申請人は、法令に別段の定めがある場合を除き、その申請情報と併せて登記原因を証する情報を提供しなければならない。